

【声明】

袴田巖さんの再審無罪を即座に確定し、

再審法改正を加速しよう！

再審法改正をめざす市民の会

2024年9月28日

今から58年前の自分を思い出してみよう。まだ生まれていなかった人は、自分の未来をさまざまな可能性としてもっていた子どものころから、現在まで積み重ねてきた日々を考えてみよう。一日一日の、喜び、楽しみ、苦しみ、悲しみを思い起こせば、人それぞれの人生が浮かび上がってくる。

だが、袴田巖さんにとって、58年前（1966年）に身に覚えのない放火殺人の罪で逮捕されて以来、50年前、40年前、30年前は、いずれの日をとっても、灰色の牢獄に死刑囚として座っている自分自身しか思い描くことができない。

静岡地方裁判所（國井恒志コート）が、再審無罪判決を言い渡したことで、2024年9月26日が、その暗澹とした冤罪58年のくびきからの解放の日となったのは間違いない。

「主文。被告人は無罪」という一言に、涙が止まらなかったという姉の秀子さんの心情を思うとき、私たちもまた同様の感激を感じながら、静岡地裁とその周囲に集まった何百の人たちと心をつなげて、快哉をさげんだ。

最大の争点であった「5点の衣類」について、捜査機関が関与した証拠ねつ造という認定で第二次再審請求審（静岡地裁・村山浩昭コート）、差し戻し即時抗告審（東京高裁・大膳文男コート）を引き継いだだけでなく、袴田さんの実家から「発見」されたズボンの共布れ、および確定審が証拠とした自白調書（検察官調書）をくわえ「3つのねつ造」として、より踏み込んで、捜査機関による証拠のねつ造を認定した点は、特筆に値する。

44通の警察官調書を排除した確定審が、たった1通採用した検察官調書について、再審判決（要旨）は、こう指摘する。

「本件検察官調書は、警察官による取調べと連携して獲得されたものといえ、＜中略＞『強制、拷問又は強迫による自白』であって、『任意にされたものでない』ことは明らかであ

る。

証拠ねつ造などありえない、という裁判所の中にある捜査機関への言われぬ信頼や迎合に膝を屈せず、組織的証拠ねつ造の可能性に光を当てている。それこそ19日間にわたり、1日平均12時間、最長16時間にもわたったという、拷問と区別のない取り調べであり、捜査機関が目をつけた「ボクサーくずれ」を、4人殺害放火犯に仕立て上げていくための手段であった。

上告棄却による死刑確定（1980年11月）の5か月後に提出された第一次再審請求は、2008年3月の特別抗告棄却（最高裁第二小法廷）による終結まで、27年も争われながら、その間ただの一つも証拠開示がされないまま、棄却された。続く第二次請求では、600点余りの証拠が開示され、その中に5点の衣類の発見時のカラー写真ネガも存在していたことが、2014年3月の画期的な開始決定と身柄解放に結び付いた。

とすれば、第一次請求時に証拠開示が行われていれば、検察が隠し持っていた証拠を活かし、はるかに早く正しい結論を導き得ていた筈であるし、第二次再審請求などという無駄は、はなから無用だったことになる。

また、開示した証拠を十分に取り調べた上で認められた再審開始決定に対して、検察が不服申立て（即時抗告）さえしなかったならば、東京高裁が再審開始を取り消し、さらに最高裁が高裁に差し戻した後、ようやくまた静岡地裁の開始決定の結論に戻る（検察側即時抗告棄却）のに、9年の歳月を費やすなどという、およそ浮世離れした変遷を経ることがあったろうか？

いま、巖さんは88歳、秀子さんは91歳になるという事実が念頭を離れることがあってはならない。

無実の人が、自ら潔白を証明しなければならない、ということ自体がとてつもない不条理である。さらにそのために、かくも無意味な月日と労苦を押しつけることは、加重される刑罰のようなものだ。これは取り去らなければならないし、取り去ることはできる。

検察官が、再審開始決定にたいして不服申し立てをできる制度さえ廃止すればよい。

被告人に有利な証拠も不利益なものも区別せず、公平にテーブルの上に並べればよい。

それだけで、必要な審理に十分な時間と労力を使い、無駄で心身を疲弊させるだけの労力は激減するはずだ。

無罪判決言い渡し後、國井裁判長は秀子さんに、こう話しかけた、と報じられている。「長い時間がかかってしまったことは申し訳ないと思っています」

裁判長は、この言葉を、秀子さんに託して、本当は巖さん本人に伝えたかったのではあるまいか。だが巖さんは、法廷に立つことも、裁判長の言葉を正確に理解することも難しい状態にある。そして、そのこと自体に裁判所の大きな責任があることは否定できない。

もう一つ驚くべきことに、我が国の法律は、再審無罪判決に対して、検察が控訴することすら認めているという。

しかし、これ以上控訴まで許されるというのは、法制度のほうが間違っている。もはや、人道上の犯罪の領域であろう。

報じられるところでは、伊藤鉄男元最高検次長検事が「証拠のねつ造が認められたことは納得できるものではない」と述べ「控訴も含めて検討する」と述べているという（9月27日『毎日新聞』朝刊）。検察の自浄作用や反省に俟っただけではなんの進展もないことはもはや明らかである。

検察が、控訴断念をただちに表明せざるをえないだけの世論の力で、袴田さんの無罪判決をただちに確定し、証拠開示制度の確立と、検察官の不服申し立てを禁止する再審法（刑事訴訟法第4編）の改正をいまずぐに加速しなくてはならない。